

## 長野県子どもを性被害から守るための条例制定と 性被害防止に向けた取組の推進

### 1 長野県子どもを性被害から守るための条例制定までの経緯 ～全国で唯一青少年保護育成条例のなかった長野県～

昭和 23 年	茨木県下館町で初の条例制定
昭和 25 年	岡山県で都道府県初の条例制定
昭和 40 年 4 月	知事が青少年問題協議会に条例制定について諮問 ⇒条例制定の必要性を答申
昭和 42 年 6 月	知事が条例によらず業界の自主自制を期待する方針を議会答弁
昭和 58 年	埼玉県で条例制定（全国 46 番目） ⇒条例未制定：長野県のみ 《県民運動を主体に青少年の健全育成を推進》
平成 24 年 3 月	長野県東御市の条例違反により中学校教諭逮捕
同 4 月	同市条例違反により高等学校教諭逮捕
平成 25 年 3 月	子どもを性被害等から守る専門委員会設置
平成 28 年 7 月	長野県子どもを性被害から守るための条例公布・施行

### 2 長野県子どもを性被害から守るための条例の概要

#### 目的（第 1 条）

#### 基本理念（第 4 条）

- 子どもを性被害から守るための取組は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。
- （1）子どもは、自己及び他者を大切に思う心を育み、性被害から自己を守るための正しい知識に基づいて自立的に行動し、健やかに成長していくべき存在であること。
  - （2）県、市町村、保護者、学校等、事業者、県民その他の関係者が主体的かつ自主的に取り組むとともに、県民運動として推進されるべきものであること。

#### 責務について（第 5 条～第 9 条）

- 県の責務
- 保護者の責務
- 学校等の責務
- 事業者の責務
- 県民の責務

#### 基本的政策（第 10 条～第 15 条）

- ◎性被害の予防のための教育の充実
- ◎インターネットの適正な利用の推進
- ◎相談体制の充実等
- ◎県民運動の推進
- ◎性被害を受けた子どもへの支援
- ◎啓発活動

#### 大人の責任と規制・罰則（第 16 条～第 19 条）

- 威迫等による性行為等の禁止
- 深夜外出の禁止

### 3 性被害防止に向けた取組

#### (1) 性被害の予防のための教育の充実

第10条 県は、学校等における子どもに対する人権教育及び性教育の充実を図るため、教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、地域における子ども、保護者及び県民に対する人権教育及び性教育の充実を図るため、県民運動を推進する団体等への研修、教材又は参考となる資料の提供、専門的知識を有する者の派遣その他の必要な支援を行うものとする。

#### ア 学校等における取組

##### (ア) 「性に関する指導」の充実 [教育委員会保健厚生課]

- ・「性に関する指導の手引き」(H25年度)、「外部講師を活用した実践事例集」(H26年度)など手引きの改訂・作成
- ・新規採用教員への「性に関する指導」と「性被害防止に関する指導」について研修を実施(H28年度～)、5年目・10年目の経験者に拡充して実施(H29年度～)
- ・性に関する指導者研修会を年1回から5回に拡充して実施(H29年度～)

##### (イ) 性被害防止パンフレットの作成・配付 [教育委員会心の支援課]

- ・高校生向け(H27年度～)、中学生向け(H28年度～)、特別支援学校高等部生向け(H29年度～)
- ・指導啓発DVDの作成・配付(H29年度)

#### イ 地域における取組

##### (ア) 子どもの性被害予防のための取組支援事業 [知事部局(次世代サポート課)]

長野県将来世代応援県民会議において、「子どもを性被害から守るための取組」を「重点的な取組」に位置付ける。自主的・主体的に開催する性教育や人権教育に関する研修会に経費支援する。

#### (2) インターネットの適正な利用の推進

第11条 県は、学校等における子どもに対する情報モラルに関する教育の充実を図るため、教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、地域における子ども、保護者及び県民に対する情報モラルに関する啓発活動の充実を図るため、県民運動を推進する団体等への研修、教材又は参考となる資料の提供、専門的知識を有する者の派遣その他の必要な支援を行うものとする。

#### ア 学校等における取組

##### (ア) 子どもの性被害防止教育キャラバン [教育委員会心の支援課]

専門家を交えたキャラバン隊による講師派遣学習(H27年度～)

##### (イ) 高校生スマホキャラバン [警察本部]

県立高校生が中学生にスマホの正しい使い方を指導する、主体的なボランティア活動(H27年度～)

#### イ 地域における取組

##### (ア) 子どもの性被害予防のための取組支援事業 [知事部局(次世代サポート課)]

長野県将来世代応援県民会議は、自主的・主体的に開催する情報モラル(インターネット、SNSの適正利用)に関する研修会に経費支援する。

##### (イ) 長野県青少年インターネット適正利用推進協議会(委員は長野県将来世代応援県民会議会長が委嘱)が、「青少年インターネット適正利用フォーラム」を実施。

(3) 相談体制の充実等

- ア 学校生活相談センター [教育委員会心の支援課] ※文部科学省「24 時間子供 SOS ダイヤル」
- イ スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー [教育委員会心の支援課]
- ウ 子ども支援センター [知事部局 (こども・家庭課)]
- エ 信州こどもカフェ推進地域プラットフォームの構築・運営 [知事部局 (こども・家庭課)]  
10 圏域の地域振興局ごとに多様な参加主体による連携の場となる地域プラットフォームを構築・運営
- オ ひまわりっ子保健室連絡会 [知事部局 (次世代サポート課)、長野県将来世代応援県民会議]

(4) 県民運動の推進

- ア 青少年サポーターの設置 [知事部局 (次世代サポート課)・長野県将来世代応援県民会議]
  - ・地域における青少年健全育成のボランティア
  - ・青少年サポーターの知識・技能向上のための研修会の開催
- イ「信州あいさつ運動」の普及 [知事部局 (次世代サポート課)・長野県将来世代応援県民会議]
- ウ 青少年育成指導者の確保・育成 [知事部局 (次世代サポート課)・長野県将来世代応援県民会議]

(5) 性被害者への支援

性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」 [知事部局 (人権・男女共同参画課)]

(6) 啓発活動

- 子どもを性被害から守るための取組の啓発資材作成・配布
  - ・中高校生向けリーフレット (A3 二つ折り)
  - ・保護者 (大人) 向けリーフレット (A3 二つ折り)
  - ・ポスター

### 子どもを性被害から守るための条例ができました

長野県では、子ども<sup>※</sup>を性被害から守る取組を進めています。子どもとは、18歳未満の人をいいます。その一環として、「長野県子どもを性被害から守るための条例」を制定しました。

**【条例で定めた主なこと】**

①県は、県民のみならずといっしょに、子どもを性被害から守るための取組を進めます。  
(たとえば) ●インターネットの適正利用の推進  
●子どもや保護者が相談できる体制の充実  
●性被害を受けた子どもの支援 など

②大人の責任を明記しました。

③子どもを心理的に圧迫したり、だましたり、どうしていいかわからない状態にしたりして、性行為(性的接触)・わいせつな行為をすることを禁止しました。

④保護者の同意を得ないで深夜(午後11時から翌日午前4時まで)に子どもを連れ出すことを禁止しました。

⑤禁止行為を行った大人に対する罰則を設けました。

※①と②については平成28年7月7日から、③から⑤までについては平成28年11月1日から適用されます。

### トラブルに巻き込まれないための3か条

スマートフォンやパソコンなどを通じて、いつでも、どこでも、誰とでも、気軽につながるネットの世界は楽しいですね。知りたいこともすぐに調べられてとても便利!でも、ちょっと待って、楽しさや便利さの裏には、トラブルや危険があるって知っていますか?「自分は大丈夫」って思っていませんか?

**NO 不審なサイトにアクセスしない!**

「大人気ゲームのレアアイテムGet」「人気俳優のお宝映像!こんなタイトルは嬉しい!」言葉巧みに不正サイトに誘導して、知らない間に個人情報流失身に覚えのない高額請求なんてことも実際におこっています。

**NO ネット上に個人情報を書き込まない、写真を掲載しない!**

友達同士、恋人同士で撮った写真を送り合う、なんてよくあることです。でも、友達が別の友達と、そのまた別の友達と写真を共有していたら? 恋人とケンカ別れて腹いせにネット上に写真を公開されたら? そんな他人の情報を、あなた自身も目にしたことはありませんか?どこまでも拡散して、削除もできません。それを考えると、とても怖いですね。

**NO ネット上で知り合った相手を簡単に信用しない、会わない!**

画面の向こうに居るのは、本当に信用できる人ですか? 悪意を持って性別、年齢を偽ったり、親切に相談に乗っている振りをしていたら? 全てを疑う訳じゃないけれど、自分のためには慎重にならないとね。

**自分を守る3つの NO を心に刻み込んで、安全に利用してください。**

### 「いやだ」と言うことが大切です

性被害・性暴力という言葉を聞いたことがありますか? 性別に関係なく、あなたの気持ちを考えないで性的に接触すること、性的な言葉を発したり、行動したりすること、それらは性暴力です。

条例では、子どもを心理的に圧迫したり、だましたり、どうしていいかわからない状態にしたりして、性行為(性的接触)・わいせつな行為をすることを禁止しています。

望まない性行為(性的接触)・わいせつな行為を求められた時は、相手に「いやだ」と言っていいます。

(加害者は見知らぬ人ばかりではなく、身近な人であることもあります。)

被害にあったのは、あなたのせいではありません。  
**もしも性被害にあったら相談してください。**  
あなたの気持ちに寄り添い、これからのことを一緒に考えていきます。

りんどうハートながの(長野県性暴力被害者支援センター)  
☎026-235-7123(24時間受付)  
✉rindou-heart@pref.nagano.lg.jp ※メールのお返事には、遅延がかかることがあります。

※どんなからの相談も受け付けています。(家族や友人など本人以外でも相談できます。)  
秘密は厳守します。いつでもお電話ください。

# 性被害防止に向けた指導充実事業

心の支援課

## 1 事業目的

インターネットを介した性被害の防止を図るため、専門家を活用した「性被害防止教育キャラバン隊」を編成、学校に派遣し、子どもたちの「危険を察知し回避する力」を育成する。  
また、教職員の研修会を開催し、指導力の向上を図る。

## 2 事業内容

### (1) 性被害防止教育キャラバン隊

#### ア 派遣先学校

高校	希望校にスクールサポーター派遣
中学校	拠点校（40校）に事業者、スクールサポーター派遣
県立特別支援学校高等部	希望校に事業者派遣

#### イ 内容

「ネットを契機とする性被害」の「現状（事例）」「要因」「防止策」を実践的に指導

#### ウ 構成員

性被害関連の情報モラル教育の実績がある事業者、スクールサポーター（県警OB）等

#### 【参考】平成 30 年度

・ 県立高等学校（希望校で実施）	77 回（課程・キャンパス）
・ 私立高等学校及び公立高等学校（希望校で実施）	6 校
・ 公立中学校（拠点校方式で実施）	40 校
・ 県立特別支援学校高等部（分教室）（希望校で実施）	11 校
	延べ 134 校で実施

### (2) 性被害防止の指導方法研修会

- ア 内容 「ネットを契機とする性被害」等に関する、最新の指導方法を学ぶ。  
イ 対象 性被害防止指導担当教員（高校、中学校（除：拠点校）及び特別支援学校高等部）  
ウ 方法 県内 2 会場（東北信、中南信）で開催、対象校からは 1 名以上参加する。

### (3) 普及啓発リーフレットの作成・配付

- ア 内容 「ネットを契機として性被害に遭わないよう、また加害者にならないようにするための知識として、「被害の具体例」、「注意すべきこと」、「相談先」等を記載し、児童生徒に配付する。  
イ 対象 中学生 1 年生、高校 1 年生、特別支援学校高等部生 1 年生

## ○長野県子どもを性被害から守るための条例（平成28年7月7日条例第31号）

## （目的）

第1条 この条例は、子どもの性被害が、その心身に重大な影響を及ぼすものであり、かつ、その被害を生じさせる行為が、子どもの尊厳を害するものであることに鑑み、子どもを性被害から守るための取組に関し、基本理念を定め、及び県等の責務を明らかにするとともに、性被害の予防、性被害を受けた子どもの支援等に関する基本的施策及び必要な規制を定めることにより、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成26年長野県条例第32号）と相まって、子どもを性被害から守るための取組を総合的に推進し、もって子どもの尊厳を保持し、及び健やかな成長を支援することを目的とする。

## （適用上の注意）

第2条 この条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意するとともに、子どもの最善の利益を尊重しなければならない。

## （定義）

第3条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいう。

2 この条例において「性被害」とは、次に掲げる行為による身体的又は精神的な被害をいう。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第176条から第179条まで、第181条、第225条（わいせつの目的に係る部分に限る。）及び第241条の罪に当たる行為
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第1項の罪に当たる行為
- (3) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第4条、第7条並びに第8条第1項及び第2項の罪に当たる行為
- (4) 第19条第1項の罪に当たる行為
- (5) 前各号に掲げる行為のほか、自己の性的好奇心を満たす目的で犯した罪に当たる行為
- (6) 性的搾取、性的虐待その他の性の乱用に係る行為で前各号に掲げる行為に該当しないもの

3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

4 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。）その他これらに類する施設をいう。

5 この条例において「県民運動」とは、全ての子どもが、自尊感情及び自己肯定感を育み、社会とのかかわりを自覚することができるように支援するとともに、子どもの健やかな成長を阻害する要因を除去し、安全で安心して暮らすことができる社会環境を整備すること等により、子どもを性被害から守るため、県、市町村、保護者、学校等、事業者、県民その他の関係者が相互に連携協力し、又は一体的に実施する取組をいう。

## （基本理念）

第4条 子どもを性被害から守るための取組は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 子どもは、自己及び他者を大切に思う心を育み、性被害から自己を守るための正しい知識に基づいて自立的に行動し、健やかに成長していくべき存在であること。
- (2) 県、市町村、保護者、学校等、事業者、県民その他の関係者が主体的かつ自主的に取り組むとともに、県民運動として推進されるべきものであること。

## （県の責務）

第5条 県は、前条に定める基本理念（第15条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもを性被害から守るための取組について総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村、保護者、学校等、事業者、県民その他の関係者と連携協力するよう努めるものとする。

3 県は、県民運動を尊重し、それを積極的に推進するものとする。

## （保護者の責務）

第6条 保護者は、その監護する子どもを守る第一義的責任を有することを認識し、子どもを性被害から守るために必要な教育並びに子どもが性被害を受けたときの保護及び支援を行うよう努めるものとする。

## （学校等の責務）

第7条 学校等は、子どもが性被害の被害者及び加害者にならないようにするため、子どもを性被害から守るための人権教育、性教育及び情報モラル（情報化社会で適正な活動を行うための基となる考え方及び態度をいう。第11条第1項及び第2項において同じ。）に関する教育を行うよう努めるものとする。

## （事業者の責務）

第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、子どもの性被害の防止に配慮するとともに、県が実施する施策並びに学校等及び地域の取組に協力するよう努めるものとする。

## （県民の責務）

第9条 県民は、地域社会で子どもを育むことの重要性を認識し、子どもを性被害から守るため、主体的かつ自主的な取組を行うよう努めるとともに、県が実施する施策並びに学校等及び地域の取組に協力するよう努めるものとする。

## （性被害の予防のための教育の充実）

- 第10条 県は、学校等における子どもに対する人権教育及び性教育の充実を図るため、教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- 2 県は、地域における子ども、保護者及び県民に対する人権教育及び性教育の充実を図るため、県民運動を推進する団体等への研修、教材又は参考となる資料の提供、専門的知識を有する者の派遣その他の必要な支援を行うものとする。  
(インターネットの適正な利用の推進)
- 第11条 県は、学校等における子どもに対する情報モラルに関する教育の充実を図るため、教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- 2 県は、地域における子ども、保護者及び県民に対する情報モラルに関する啓発活動の充実を図るため、県民運動を推進する団体等への研修、教材又は参考となる資料の提供、専門的知識を有する者の派遣その他の必要な支援を行うものとする。
- 3 県は、情報通信事業者等との連携協力により、子どものインターネットの適正な利用を推進する取組を行うものとする。  
(相談体制の充実等)
- 第12条 県は、子ども、保護者等が性に関する相談をすることができる体制を充実するとともに、子どもが悩み等を抱え孤立することのないよう、大人の見守り及び支援の下で、安心して過ごすことができる場の整備を促進するものとする。  
(県民運動の推進)
- 第13条 県は、時代の変化に対応した県民運動の推進を図るため、県民運動を担う人材の育成、県民運動への県民、事業者等の参加を促進するための情報の提供、県民運動を推進する市町村及び団体等に対する研修その他の必要な支援を行うものとする。  
(性被害を受けた子どもへの支援)
- 第14条 県は、性被害を受けた子どもが心身に受けた影響から早期に回復し、当該子どもが健やかに成長するため、関係行政機関、医療機関等と連携協力し、当該子どもの身体的、精神的な負担等の解消又は軽減に資する医療の提供、福祉に関する相談等の支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、性被害を受けた子どもが安心して適切な支援を受けられるよう、支援を行う者に対する研修の実施その他の必要な支援を行うものとする。  
(啓発活動)
- 第15条 県は、市町村と連携協力し、基本理念に関する県民の理解の促進、子どもの性被害の予防等に関する施策等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。  
(大人の責任)
- 第16条 大人は、真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもに対し、性行為又はわいせつな行為を行うことは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないものであることを自覚しなければならない。  
(威迫等による性行為等の禁止)
- 第17条 何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行ってはならない。
- 2 何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じてわいせつな行為を行わせてはならない。
- 3 何人も、子どもに対し、自己の性的好奇心を満たす目的で、性行為又はわいせつな行為を見せ、又は教えてはならない。  
(深夜外出の制限)
- 第18条 保護者は、通勤、通学その他の正当な理由のある場合を除き、深夜（午後11時から翌日の午前4時までの時間をいう。以下この条において同じ。）に子どもを外出させないように努めなければならない。
- 2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを連れ出し、同伴し、又は子どもの意に反しとどめてはならない。
- 3 深夜に営業を行う者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる子どもに対し、帰宅を促すよう努めなければならない。
- 4 何人も、深夜に外出している子どもに対し、帰宅を促すよう努めなければならない。  
(罰則)
- 第19条 第17条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 2 前条第2項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。
- 3 第17条第1項又は前条第2項に規定する行為をした者は、当該子どもの年齢を知らないことを理由として、前2項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該子どもの年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。  
(適用除外)
- 第20条 この条例に違反した者が子どもであるときは、当該子どもに対しては、この条例の罰則は適用しない。違反する行為をしたとき子どもであった者についても、また同様とする。